

# 叙勲基準

## I 類 (団体役員, 病院長, 開業助産師, 民生・児童委員, 社会福祉施設の長)

年齢 70 歳以上

◎社会福祉, 保健衛生その他の領域において格段の功績があった者

原則として叙勲は候補者の功績がほぼ確定した時期に行うことになっていることに十分留意すること。

### 1. 団体役員 (任意団体除く)

団体名	役職名	従事年数
a 医師会 歯科医師会	県の理事以上	10 年以上
	市郡の理事以上 (会員 20 人以上)	15 年以上
b 薬剤師会	県の理事以上	10 年以上
	市郡の理事以上 (会員 100 人以上)	20 年以上
c その他の団体 (看護協会等) (食品衛生協会等)	県の理事以上 (原則, 副会長以上経験者) で, かつ市郡レベルの理事以上, 20 年以上	10 年以上  (運用上, 長歴 4 年以上)

※ 医師会等のうち, 「女医会」等は対象外となっています。

### 2. 病院長 (公立・民間病院(介護療養型医療施設含む))

- a 医療に 30 年以上従事した者であって, 院長歴が 10 年以上ある者。
- b 院長歴のうち 10 年間の病床数が 100 床以上であること。

### 3. 開業助産師

40 年以上分娩介助の実績があり, かつ助産師会の県の役員又は市郡レベルの会長歴のある者。

### 4. 民生・児童委員

30 年以上従事した者であって, かつ地区又は町村の民生委員協議会の会長, 副会長又は市郡レベルの社会福祉協議会の理事等の役員歴のある者。

### 5. 社会福祉施設の長 (社会福祉法第 2 条に定める施設長)

第一種社会福祉施設 20 年以上, 第二種社会福祉施設 25 年以上

### 6. 管理者 (介護老人保健施設)

- a 施設 (医療施設) の管理者 20 年以上。
- b 施設の入所定員数が 100 人以上であること。

※補足1 「その他の団体」とは厚生労働省の評価団体 (非公表)。過去の受章歴がない場合にはその都度, 厚生労働省に確認。叙勲と褒章の取扱いに違いあり。

※補足2 88 歳を超えての申請は原則不可。

## Ⅱ類

年令55歳以上

◎人目につかない領域にあつて、苦勞の割に報いられることが少ない分野での業務精勵者

原則として叙勲は候補者の功績がほぼ確定した時期に行うことになっていることに十分留意すること。

分 野	勤 務 箇 所	職 務	従事年数
精神的又は肉体的に著しく 労苦の多い環 境において業 務に精勵した 者	(1) ハンセン病療養所，結核療養所，精神療養所，感染症指定医療機関(伝染病又は一般病院の伝染病棟)，若しくは精神科病棟	看護師	20年以上
		看護助手，消毒夫，清掃夫(病棟の清掃に従事する者に限る。)，洗濯夫(病原体が付着した疑いのある物件の洗濯に従事する者に限る。)，マッサージ指圧師，理学・作業療法技術職員又はケース・ワーカー	25年以上 ハンセン病療養所 20年以上
	(2) 病院，療養所，研究所等	臨床・衛生検査技師，診療放射線技師又はこれらの助手	20年以上
	(3) 知的障害児(者)施設，肢体不自由児(者)施設，児童自立支援施設，救護施設，重症心身障害児(者)施設(病棟)，進行性筋萎縮症児施設(病棟)又は特別養護老人ホーム	入所児(者)と起居を共にし，日常生活の介護指導を行う保育士，介護職員，寮母，指導員等，看護師，看護助手，マッサージ指圧師又は理学・作業療法技術職員	20年以上
		洗濯夫	25年以上
人目につきに くい分野にあ つて多年にわ たり業務に精 勵した者	(4) 児童養護施設，盲ろうあ児(者)施設，養護老人ホーム等の入所施設たる社会福祉施設で(3)以外の者	入所児(者)と起居を共にし，日常生活の介護，指導を行う保育士，介護職員，寮母，指導員等 ※1	20年以上
		医師	25年以上
		看護師	30年以上
	(5) 山間へき地に所在する医療施設又は社会福祉施設((3)及び(4)に掲げる者を除く。)	保育士，その他の専門職員	25年以上
		(6) 山間へき地の町村	保健師，助産師
	(7) 保育所	保育士 ※2	25年以上
(8) 国又は医療法第31条に規定する公的医療機関，若しくはこれに準ずる一般病院((1)に掲げるものを除く)	看護師(昼間勤務のみのものを除く。)	30年以上	
	200床以上の病院で看護師長以上の経歴を有する者	25年以上	

※1 調理員，栄養士は対象外職種

※2 児童館保育士期間は履歴に含めないこと。

分 野	勤 務 箇 所	職 務	従事年数
<p>評価適用 範囲拡大</p> <p>精神的又は肉 体的に著しく 労苦の多い環 境において業 務に精励した 者又は 人目につきに くい分野にあ って多年にわ たり業務に精 励した者</p>	<p>(1) 老人居宅生活支援事業 を行う事業所（老人福祉法に 基づく要援護高齢者の居宅生 活を支援する事業の総称※3 次頁の資料参照）、 居宅介護支援事業所、地域包 括支援センター、訪問入浴介 護事業所又は障害福祉サービ ス（障害者の日常生活及び社 会生活を総合的に支援するた めの法律及び児童福祉法に基 づく、障害者または障害児の 生活を支援する事業（障害者 施設及び障害児入所施設にお ける支援を除く。ただし従来 の分野と一部重複あり※3 次頁の資料参照）の総称。</p>	<p>介護職員等</p>	<p>20年以上</p>

注意点 88歳を超えての申請は原則不可。

※3資料

( 「老人居宅生活支援事業」とは老人福祉法に基づく、要援護高齢者の居宅生活を支援する下記6つの事業の総称。)

- 1 老人居宅介護等事業
  - ・訪問介護
  - ・夜間対応型訪問介護
- 2 老人デイサービス事業
  - ・通所介護
  - ・認知症対応型通所介護
- 3 老人短期入所事業
  - ・短期入所生活介護
- 4 小規模多機能型居宅介護事業
  - ・小規模多機能型居宅介護
- 5 認知症対応型老人共同生活援助事業
  - ・認知症対応型共同生活介護
- 6 複合型サービス福祉事業
  - ・看護小規模多機能型居宅介護

( 「障害福祉サービス事業等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づき、障害者または障害児の生活を支援する下記4つの事業（障害者支援施設及び障害児入所施設における支援を除く。）の総称。従来評価対象としていた分野と一部重複あり)

- 1 障害福祉サービス事業  
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療護介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助
- 2 児童発達支援センター
- 3 障害児通所支援事業（児童発達支援センターによる支援を除く。）  
児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
- 4 相談支援事業  
計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援

# 褒章基準

## 藍綬褒章

年齢66歳未満

◎公共の福祉を増進し、優れた事績を上げた者

職 種	必 要 年 数 等
a 民生・児童委員	20年以上（民生委員功労大臣表彰受賞者）
b 社会福祉施設の長 （社会福祉法第2条に定める施設長）	<u>おおむね15年以上</u>
c へき地医師	<u>おおむね15年以上</u> （知事表彰又は大臣表彰受賞者）
d 公的医療機関等の病院長（病床数100床以上）又は社会福祉法第2条第3項第9号に定める事業を行う病院長若しくは診療所長	<u>おおむね3年以上</u> （医療従事年数が <u>おおむね15年以上</u> ある者）
e 団体役員で（該当団体は別に定める）次のいずれかに該当する者	
1 全国団体の役員歴 <u>おおむね10年以上</u> あり、かつ、その内、次の①、②いずれかに該当する者	
①全国の会長又は理事長歴を有する者	
②全国の副会長又は副理事長歴 <u>おおむね3年以上</u>	
2 都道府県団体の役員歴 <u>おおむね15年以上</u> あり、かつ、その内、次の①、②いずれかに該当する者	
①都道府県の会長又は理事長歴 <u>おおむね3年以上</u>	
②都道府県の副会長又は副理事長歴 <u>おおむね5年以上</u> 、かつ、その内、会長又は理事長歴1年以上	
3 その他一部の団体については、市郡の理事以上 <u>おおむね15年以上</u> 、かつ、県の理事以上 <u>おおむね3年以上</u> の経歴を有する者	
4 全国団体の専務理事又は常務理事で専従役員歴が <u>おおむね10年以上</u> ある者	

※ 「おおむね」は一年とみる

### [留意事項]

- 既に叙勲の基準年齢（Ⅰ類70歳、Ⅱ類55歳）に達し、叙勲の推薦基準を満たすものについては、原則として叙勲で推薦すること（将来基準を満たす可能性のある者も含む）
- 民生・児童委員については、現職または辞めてから直近（受章時点で3年以内）の元職は年齢66歳以上でも対象となる。ただし、現職は功績が延びて叙勲の受章の可能性のある場合は功績が固まってからの推薦となる。

## [藍綬褒章における「優れた事績」について]

「優れた事績」については、候補者の分野によってまちまちのものであり、共通の目安は示し難いところではあるが、次の点を参考にすること。

### 1 経営者としての「優れた事績」として次のような挙げられる。

- (1) 自ら企業を起こし、その企業を発展、充実させた（学校、病院、社会福祉施設の設立）。
- (2) 経営責任者就任時及び同業他社と比較し、新規事業の創始、新製品の開発、生産方式の改良、経営革新の実施等により業績を著しく向上させた。
- (3) 赤字経営から黒字経営へ転換し、経営基盤を安定強化させた。
- (4) 経営責任者就任時と比較し、雇用を大幅に増大させた。
- (5) 企業の吸収合併を実現し、新社会の経営安定を実現させた。

### 2 団体の役員としての「優れた事績」として次のようなものが挙げられる。

- (1) 新規事業の実現に中心的役割を果たし、業界、関係分野の発展に多大な貢献をした。
- (2) 団体主導での製品の開発、販路の開拓に中心的役割を果たし、業界の発展に多大な貢献をした。
- (3) 業界、分野間における長年の懸案事項の解決に中心的役割を果たし、業界、関係分野の発展に多大な貢献をした。
- (4) 団体の再編に中心的役割を果たし、業界、関係分野の発展に多大な貢献をした。
- (5) 行政側の施策の実現、法律の大規模改正に当たり、業界内の意見の取りまとめに中心的役割を果たし、施策に沿った事業の実施、法律の改正に寄与した。
- (6) 不況の業界の建て直しのため、業界指導に中心的役割を果たし、建て直しを実現させた。

## 黄綬褒章

◎社会福祉，保健衛生等の分野で業務に精励し，他の模範と認められる者，身体障害者でよくその障害を克服し，業務に精励し，公衆の模範たる者で優れた事績を上げた者。

功 勞 内 容	条 件	代 表 例
1 業務歴 <u>おおむね</u> 20年以上で民衆の模範と認められる者	大臣表彰又は都道府県知事表彰を受けている者	マッサージ，指圧師（一般病院勤務者）
	大臣表彰歴のある者で次の要件をいずれも満たす者 ・身体障害者福祉法施行規則別表第5号による2級以上（視覚障害者にあつては1級以上） ・障害を克服し，社会生活を営んでいる者	業務に一貫性があれば職種は問わない
2 労苦の多い分野の業務に <u>おおむね</u> 20年以上従事した者 (1)感染症，精神病院において従事する看護師，看護助手等又は清掃作業に従事する者	大臣表彰又は都道府県知事表彰を受けている者	・業務歴 <u>おおむね</u> 20年以上 看護師，看護助手，消毒手，運転手，清掃作業員
(2)へき地，辺地，離島に勤務する助産師，看護師	大臣表彰又は都道府県知事表彰を受けている者 ・へき地度 100点以上	助産師（開業及び勤務） 看護師，看護助手
(3)社会福祉施設に勤務し，入所者と直接接することを本務とする保育士，指導員等	大臣表彰歴又は都道府県知事表彰歴のある者	特別養護老人ホーム寮母，職業指導員，生活支援員，看護師，保育所保育士
(4)ホームヘルパーとして派遣対象者と直接接することを本務とする職員	大臣表彰を受けている者 ・現職者であつて継続して勤務している者	社会福祉協議会常時勤務のホームヘルパー

※ 「おおむね」は一年とみる

### [留意事項]

- 既に叙勲の基準年齢（Ⅰ類70歳，Ⅱ類55歳）に達し，叙勲の推薦基準を満たすものについては，原則として叙勲で推薦すること。

## [黄綬褒章における「優れた事績」について]

「優れた事績」については、候補者の分野によってまちまちのものであり、共通の目安は示し難いところではあるが、次の点を参考にすること。

- 1 業務（生業）における「優れた事績」として次のようなものが挙げられる。
  - (1) 自ら業を起こし、その業を発展させた。
  - (2) 経営責任者就任時及び同業者と比較し、新製品の開発、生産方式の改良、経営の効率化等により業を著しく拡大発展させた。
  - (3) 赤字経営から黒字経営へ転換し、経営基盤を安定強化させた。
  
- 2 1に掲げるような「優れた事績」の外に、生業に係る団体の役員としての生業の発展に係る具体的な功績をもって「優れた事績」とみなす。
  
- 3 〇〇士については、法律で規定された業務を行うものとされており、業務において「優れた事績」を捉え難い職であることから、関係団体の役員として会員の指導等に尽力した功績を持って「優れた事績」とみなす。



# 緑綬褒章

◎自ら進んで社会に奉仕する活動に従事し徳行顕著な個人又は団体

区分	功 勞 内 容	条 件
個人 下 記 以 外 の 社 会	<p>自ら進んで社会に奉仕する活動（以下「ボランティア活動」という）に現在も従事し、直近25年間においてボランティア活動に年12回以上従事した年がおおむね20年以上あること、又は10年以上引き続いて年100回以上のボランティア活動に従事していること</p>	<p>ボランティア活動により大臣表彰又は都道府県知事表彰を受けていること</p>
	<p>（認められている活動内容）  <b>朗読奉仕活動</b>（音訳・音訳校正作業・音訳成果物総時間）  <b>手話奉仕活動</b>（意見交換会等での手話通訳、聴覚障害者の社会参加促進を目的として交流会の企画・運営、無料・自由参加形式の手話普及活動等）  <b>社会福祉施設等の奉仕活動</b>（各種社会福祉施設での入所者介助、洗濯物たたみ、散髪、清掃、除雪、民芸指導）  <b>在宅福祉等奉仕活動</b>（独居高齢者等への家事援助、外出支援、友愛訪問、洗濯物たたみ、散髪、清掃、除雪、食事サービス等）  <b>その他の活動</b>（演奏奉仕、読み聞かせ、地域パトロール、ふれあいサロン、地域交流支援（高齢者・障害者との交流）、食生活改善（都道府県食生活改善推進員協議会の会長又は副会長歴を有する者）等）</p>	
団体 奉 仕 活 動	<p>ボランティア活動を現在も行っており、20年以上引き続いて月1回以上のボランティア活動を行っていること。</p>	<p>ボランティア活動により大臣表彰又は都道府県知事表彰を受けていること</p>
	<p>（認められている活動内容）  <b>手話奉仕活動</b>（意見交換会等での手話通訳、聴覚障害者の社会参加促進を目的として交流会の企画・運営、無料・自由参加形式の手話普及活動等）  <b>社会福祉施設等の奉仕活動</b>（各種社会福祉施設での入所者介助、洗濯物たたみ、散髪、清掃、除雪、民芸指導）  <b>在宅福祉等奉仕活動</b>（独居高齢者等への家事援助、外出支援、友愛訪問、洗濯物たたみ、散髪、清掃、除雪、食事サービス等）  <b>その他の活動</b>（演奏奉仕、読み聞かせ、地域パトロール、ふれあいサロン、地域交流支援（高齢者・障害者との交流）等）</p>	
個人 点 訳 奉 仕 活 動	<p>10年以上にわたり点訳奉仕活動に従事し、点訳総頁数が5万頁（自立更生者にあつては3万5千頁）以上の実績を有し、点訳奉仕活動に現在も従事していること</p>	<p>点訳奉仕活動により大臣表彰又は都道府県知事表彰を受けていること</p>
	<p>（認められている活動内容）            点訳作業（点訳成果物総頁）            （認められていない活動内容）            編集・校正作業</p>	

区分	功 勞 内 容	条 件	
点 訳 奉 仕 活 動	団 体	20年以上引き続き点訳奉仕活動を行い、この間の点訳総頁数に対する会員1人当りの点訳頁数が3万5千頁以上の実績を有していること（会員数は協議時のものとする）	点訳奉仕活動により大臣表彰又は都道府県知事表彰を受けていること
	褒 状	(認められている活動内容) 点訳作業（点訳成果物総頁） (認められていない活動内容) 編集・校正作業	
朗 読 奉 仕 活 動	個 人	20年以上にわたり朗読奉仕活動に従事し、録音成果物の合計時間が1,000時間以上の実績を有し、朗読奉仕活動に現在も従事していること	朗読奉仕活動により大臣表彰又は都道府県知事表彰を受けていること
	褒 章	(認められている活動内容) 音訳・音訳校正作業（音訳成果物総時間） (認められていない活動内容) 編集作業	
朗 読 奉 仕 活 動	団 体	20年以上引き続き音訳奉仕活動を行い、この間の録音成果物の合計時間が会員1人当りの1,000時間以上の実績を有していること（会員数は協議時のものとする）	朗読奉仕活動により大臣表彰又は都道府県知事表彰を受けていること
	褒 状	(認められている活動内容) 音訳・音訳校正作業（音訳成果物総時間） (認められていない活動内容) 編集作業	

### [留意事項]

- 1 地震、暴風雨及び噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域において、自ら進んで社会奉仕活動に従事した者（団体を含む）に対しては、災害の大きさ、被災地の状況等を踏まえ、緑綬褒章の選考を個別に検討することができるもの。
- 2 奉仕活動の対象、内容が自身の職業との関連が強いなど限定的（特定の人、団体等への働きかけ等）ではないこと。
- 3 主な奉仕活動が、ボランティアを行う個人、団体の教育・育成ではなく、実際に最前線において活動を行うものであること、また、単なる物品の提供ではないこと。
- 4 個人（団体）として受章した場合には、所属する団体（団体の一員である個人）については推薦対象としないこと。

# 高齢者叙勲基準

## 概要

高齢者叙勲は春秋叙勲により勲章を受章されていない功労者（対象となる功労を有しながらも諸般の事情により極めて高齢となってもいまだ授与されない者）のうち、88歳になる者に対して、春秋叙勲とは別に勲章を授与するもの。

## 発令日

※高齢者叙勲発令日は、春秋叙勲と異なり、毎月末に閣議決定し、翌月1日付けをもって発令する。

(例) 令和4年4月2日～5月1日で88歳を迎える場合  
令和4年4月末に閣議決定し、令和4年5月1日付けで発令

## 注意事項

- ・高齢者叙勲の対象となる88歳の誕生日を徒過することのないよう把握に留意し手続きを進めること。
- ・高齢者叙勲の対象とすべきであった者が死亡叙勲で推薦される事例が発生しているので、留意すること。88歳を超えて申請があった場合は国から、理由書と以後の把握方法改善策を別途提出を求められるのでかかる事態が生じないようにすること。

## 推薦基準

- ・叙勲Ⅰ類、Ⅱ類に準じて推薦を行うものとする。

# 叙勲（幼保連携型認定こども園）基準（内閣府推薦）

## 年令 70 歳以上

◎保育の振興に貢献し、特に功績があると認められる現職又は最終職が幼保連携型認定こども園の園長（改正認定こども園法に基づき平成27年4月1日以降に幼保連携型認定こども園となったものに限る）の者で次のいずれかに該当するもの。

なお原則、叙勲は功績がほぼ確定した時期に行うこととなっている事に留意すること。

### 1. 認可保育所から幼保連携型認定こども園となった施設

条件	従事年数
社会福祉法第2条第3項に基づき第2種社会福祉施設となる保育所及び旧幼保連携型認定こども園（平成27年3月31日までに設置されたものをいう。）の園長並びに幼保連携型認定こども園の園長を通算した従事年数  (注意点) ・保育所以外の第1種及び第2種社会福祉施設の長歴は通算が出来ない。  ・保育所以外の第1種及び第2種社会福祉施設の長歴を含めないと擬叙が出来ない場合は厚生労働省への推薦となる。	通算 25年以上

### 2. 幼稚園から幼保連携型認定こども園となった施設

条件	従事年数
ア 公立 公立幼稚園及び旧幼保連携型認定こども園（平成27年3月31日までに設置されたものをいう。）並びに幼保連携型認定こども園の園長で、右に記載の従事年数以上の者。	教育従事年数 30年以上 かつ 教育現場歴 20年以上
イ 私立 幼稚園及び旧幼保連携型認定こども園（平成27年3月31日までに設置されたものをいう。）並びに幼保連携型認定こども園の園長で、右に記載の従事年数以上の者。  (注意点) <u>私立幼稚園から私立幼保連携型認定こども園となった施設については、更に条件が増え、教育関係での大臣表彰又は知事表彰を受けていること。</u>	園長(通算)を 10年以上従事し、 <u>教育従事年数30年以上のうち、私立学校関係従事年数概ね20年以上</u>

### 対象外となるもの

- ・前叙から7年を経過しない者。
- ・褒章（紺綬褒章、紅綬褒章を除く）受章者であって、受章から5年を経過しない者。

## 褒章（幼保連携型認定こども園）基準（内閣府推薦）

◎保育の振興に貢献し、特に功績があると認められる現職又は最終職が幼保連携型認定こども園の園長（改正認定こども園法に基づき平成27年4月1日以降に幼保連携型認定こども園となったものに限る）の者で次のいずれかに該当するもの。

●認可保育所から幼保連携型認定こども園となった施設

条件	従事年数
社会福祉法第2条第3項に基づき第2種社会福祉施設となる保育所及び旧幼保連携型認定こども園（平成27年3月31日までに設置されたものをいう。）の園長並びに幼保連携型認定こども園の園長を通算した従事年数  (注意点1) 保育所以外の第1種及び第2種社会福祉施設の長歴は通算で幼保型子ども園叙勲（内閣府所管）では対象外。 <u>保育所以外の第1種及び第2種社会福祉施設の長歴を含めないと擬叙が出来ない場合は厚生労働省への推薦となる。</u>  (注意点2) 学校法人理事長，社会福祉法人理事長，保育士については，従来どおり文部科学省，厚生労働省の推薦になる。	通算 15年以上

### 対象外となるもの

- ・先の褒章受章後，5年を経過しない者。  
（紅綬褒章，災害救助活動による紺綬褒章及びオリンピック等スポーツ競技による紫綬褒章を受章した場合は経過年数を必要としない。）
- ・同一事績（過去に受章した事績分野と同一分野でその数年後を積み重ねた場合）による再受章は原則として行わない。ただし，特に顕著な事績と認められる場合はこの限りでない。